

平成30年度税制改正大綱

今回の税制改正案（税制改正大綱）によれば、全体として2800億円の増税という内容です。その内容を個人・法人という区分で考えると個人増税、法人減税ということです。

このことは、いままで進められてきた法人減税の流れに沿うものです。今後もこの傾向は続くことが予想されます。

単位：億円

改正項目		個人	法人
増税	たばこ税	2,400	0
	所得税改革	900	0
	国際観光旅客税	400	0
増税合計		3,700	0
減税	事業承継税制	700	0
	固定資産税	0	100
	消費税見直し等	0	100
減税合計		700	200
合計		△3,000	200

(検討の進め方)

番号	対応	内容
1	個人課税から法人課税への転換	医療法人を設立して利益への課税を法人課税に転換する (役員生命保険の活用、給与所得控除適用)
2	税率の低い課税区分への転換	現状の給与から退職金へ転換して所得控除が大きく、税率の低い所得に転換 (役員生命保険の活用、倒産防止共済の加入)
3	特定支出控除の検討	給与所得控除を上回る特定支出(資格取得費、業務関連旅費)の検討
4	非課税収入への転換	給与から出張旅費、借上社宅、通勤手当、食事手当への転換
5	所得控除の支出	厚生年金、国民年金、小規模企業共済、年金基金、確定拠出年金、生命保険、介護保険、医療保険、年金保険、損害保険、ふるさと納税の支出検討

歯科会計

平成 30 年度税制改正大綱（所得税）

1. 所得税の税額計算の仕組み

$$\text{（所得-所得控除）} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

今回の所得税の改正は、①所得控除の減額と②給与所得を計算するため給与所得控除の減額です。現行と比較して給与収入 850 万円までは（①プラス②）は増減はありませんが、850 万円超の場合は、全ての所得区分で（①プラス②）が減額となりますから（控除金額が減額）課税所得は増額となり増税となります。（平成 32 年より適用）

なお、税率については変更はありませんでした。

2. 対応

今回の改正によれば収入に変化がなければ 850 万円超の給与収入区分層で増税となりますので、対応を検討すると①給与収入とならない非課税収入への転換（出張手当、借上げ社宅等）②所得控除の支出（特定支出控除、確定拠出年金、生命保険控除、ふるさと納税）の検討が有効です。

単位：万円

給与収入 区分	現行 給与所得 控除	現行 基礎 控除	改正 給与所得 控除	改正 基礎 控除	影響額	税率 (%)	所得税 影響額
162.5 万円以下	65	38	55	48	0	5	0.00
180.0 万円以下	72	38	62	48	0	5	0.00
360.0 万円以下	126	38	116	48	0	10	0.00
660.0 万円以下	186	38	176	48	0	20	0.00
850.0 万円以下	205	38	195	48	0	20	0.00
900.0 万円以下	210	38	195	48	△ 5	20	1.00
950.0 万円以下	215	38	195	48	△ 10	23	2.30
1000.0 万円以下	220	38	195	48	△ 15	23	3.45
1500.0 万円以下	220	38	195	48	△ 15	33	4.95
2000.0 万円以下	220	38	195	48	△ 15	33	4.95
2595.0 万円以下	220	38	195	48	△ 15	40	6.00
2645.0 万円以下	220	38	195	32	△ 31	40	12.40
2695.0 万円以下	220	38	195	16	△ 47	40	18.80
3000.0 万円以下	220	38	195	16	△ 47	40	18.80
4195.0 万円以下	220	38	195	16	△ 63	40	25.20
5000.0 万円超	220	38	195	0	△ 63	45	28.35

（注）所得税影響額は、給与所得控除・基礎控除改正による概算影響額

ドクター会計

平成 30 年度税制改正大綱（法人税）

平成 29 年 12 月 14 日に、「平成 30 年度税制改正大綱」が与党より発表されました。今後の国会において一部項目の修正が行われる可能性があります。平成 30 年度の税制改正案をまとめたものとなっています。今回はその中でも中小企業に関する法人税の改正についてまとめます。

所得拡大税制の見直し・拡充

従業員給与が増加した場合に税額控除を受けることが出来る「所得拡大税制」が、制度自体は継続しながらも、内容が変更となります。

具体的には、現行制度から控除率を UP（10%→15%）し、高い賃上げ（2.5%以上）に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には 25%と更なる控除を受けることが出来ます。

なお、適用期限は平成 32 年度末までとなります。

現行制度

改正概要

摘要の要件

【要件①】

給与等支給額が対基準年度（平成 24 年度）比で 3%以上増加

【要件②】

給与等支給総額が前年度以上

【要件③】

平均給与等支給額が前年度を上回る

摘要の要件

【要件①】

給与等支給総額が前年度以上
※基準年度との比較要件は撤廃

【要件②】

平均給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加
※計算方法を簡素化

税額控除 ※法人税・所得税の 20%上限

給与等支給総額が基準年度の給与総額を上回った分の 10~22%

税額控除 ※法人税・所得税の 20%上限

【通常】

給与等支給総額が前年度給与総額を上回った分の 15%

【上乘せ】

要件②の増加率が 2.5%以上かつ次のいずれかを満たす場合 25%

- ・教育訓練費が対前年比 10%以上増加
- ・経営力向上計画の認定を受けていて、経営力向上がなされている

医療承継

平成30年度税制改正大綱（資産税）

平成29年12月14日に公表された平成30年度の税制改正大綱につき、資産税関連の項目について解説します。

項目	内容	適用予定時期
●小規模宅地の特例の見直し （特定居住用宅地の特例（80%減額）の中で家なき子特例の見直し） <マイナス改訂>	持ち家に居住していない者（家なき子）にかかる特定居住用宅地等の特例の対象者から次の者が除外。 ① 相続開始前3年以内に、その者の3親等の親族等が所有する家屋に居住したことがある者 ② 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者 →持ち家がない状態にすることを問題視	平成30年4月1日以降の相続等から適用
●小規模宅地の特例の見直し （貸付事業用地特例（50%減額）の見直し） <マイナス改訂>	相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地については特例の対象外（ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者の土地は除外） なお、平成30年3月31日以前に貸付事業に供していた土地は対象外。 →直前の駆け込みでの対策を問題視	平成30年4月1日以降の相続等から適用
●小規模宅地の特例の見直し （特定居住用宅地の特例（80%減額）の見直し） <プラス改訂>	介護医療院に入所したことにより居住の用に供されなくなった土地については、特例が適用されるようになる。	平成30年4月1日以降の相続等から適用
●事業承継税制の条件の緩和 （医療法人は制度対象外） <プラス改訂>	・対象の株式 3分の2→全株式に変更 ・納税猶予税額 80%→100%に拡大 ・雇用維持要件 5年間平均8割維持要件を満たさなくなった場合も理由書があれば継続可能に	平成30年1月1日～平成39年12月末までの相続・贈与に適用

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます
QRコードを読み取りご覧下さい

